

① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
 ⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
 ⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

身体障害者福祉センター 各種講座・スポーツ教室

詳しくはお問い合わせください。
対 身体障害者手帳を持つ18歳以上の方。
実費負担が必要なものあり。
申 FAX、直接。上欄必要事項を記入し、
 随時、身体障害者福祉協会へ。
問 身体障害者福祉協会(西区二十四軒2の6)
 ☎ 641-8853、FAX 641-8966

対象	種目
手足の不自由な方	手芸、料理、茶道、絵画、車いすバスケットボール、卓球、アーチェリー、ゲートボール、テニス、水泳、ボッチャ
目の不自由な方	バレー、卓球、水泳、ブラインドテニス
中途失聴・難聴者	手話、手芸、料理
耳の不自由な方	バレー、サッカー、バドミントン、フロアカーリング、ゲートボール
身体障がいの区分不問	生け花、囲碁、将棋、短歌、ペン習字、英会話、民謡、カラオケ

△ 災害遺児手当
 入学支度金を支給

△ 災害遺児手当
 対 交通灾害や労働灾害、不慮の災害で父または母を失った(重度障がいを含む)義務教育終了前の遺児扶養する方。

△ 災害遺児手当
 手当額 1人につき月額4千円。
 申印鑑、戸籍謄本、世帯全員の住民票の写し、事故などを証明するものを持参し、隨時、区役所の保健福祉課へ。

△ 災害遺児手当
 入学支度金▼

△ 災害遺児手当の受給者で、
 入学支度金▼

△ 災害遺児手当の受給者で、
 入学支度金▼

△ 災害遺児手当
 入学支度金▼

△ 軽自動車税の申告▼
 日現在の軽自動車などの所有者に課税されます。取得した場合は15日以内に、廃車・売却した場合や転居した場合は30日以内に申告をしてください。



申込先 問 区健康・子ども課(ただし東区は (71)3211、南区は (58)5211)、HP

△ 軽自動車税の申告▼
 申込先 問 区健康・子ども課(ただし東区は (71)3211、南区は (58)5211)、HP

△ 繰り返しの申告▼
 固定資産税の納稅義務者・借地借家人(賃貸借契約書などで確認)は、自分の資産借りている対象資産の課税台帳を閲覧できます(来年度分)

△ 市外の学校に修学するとき▼
 家族の方が、通学のために他市町村に住む場合は、学生用の保険証を交付します。保

